

モデル事業実施状況調査集計結果（抜粋）について

調査の概要

- 平成26年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置・運営の手引き完成と支援調整会議の機能の実態・あり方に関する調査研究）において、自立相談支援機関の設置・運営に関する手引きを作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（174箇所）を対象に、モデル事業実施状況の調査を実施。

【実施機関】 一般社団法人北海道総合研究調査会

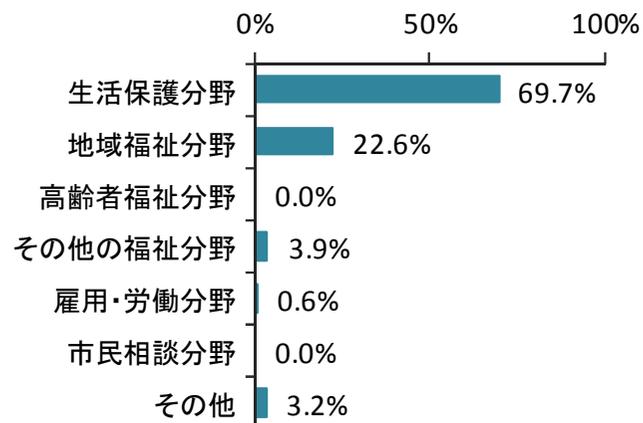
【調査期間】 平成26年5月20日～6月23日

【回収状況】 155箇所／174箇所（回収率89.1%）

1 主管部局

- モデル事業を実施している主管部局の分野については、生活保護分野が7割であり、地域福祉分野が2割を超えていた。

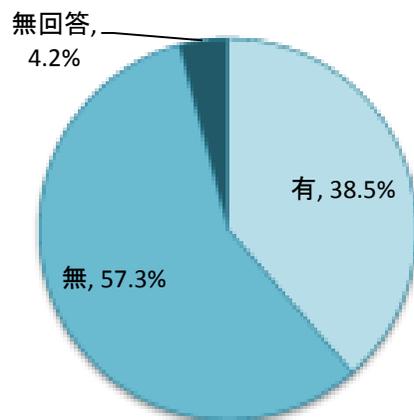
主管部局の分野



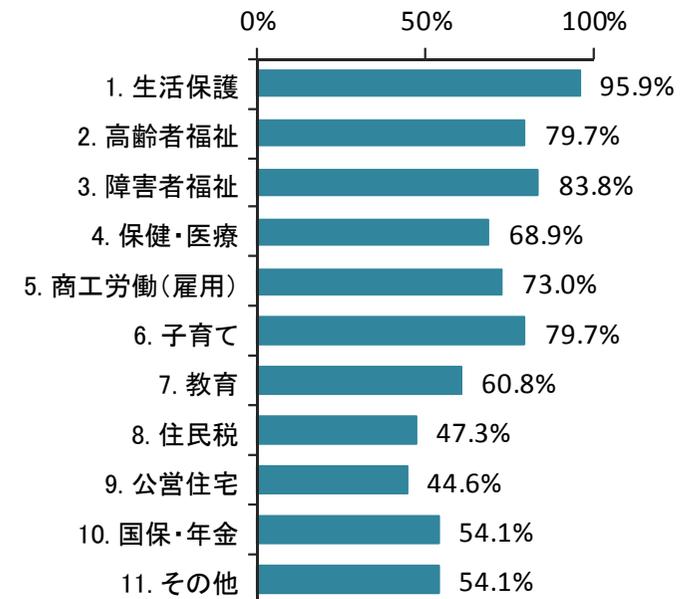
2 庁内体制の整備

- 庁内関係部署との協議の場を設置している自治体は約4割であり、6割弱が協議の場を設置していない状況にある。
- 庁内の協議の場に参加している部署・課は、福祉分野のみならず、雇用、子育て、税、住宅、産業など、様々な分野との連携が図られている。
- 具体的な協議内容としては、制度に関する周知・理解のほか、他部署からの紹介体制の構築、他制度と連携した支援方法についての協議が行われている。

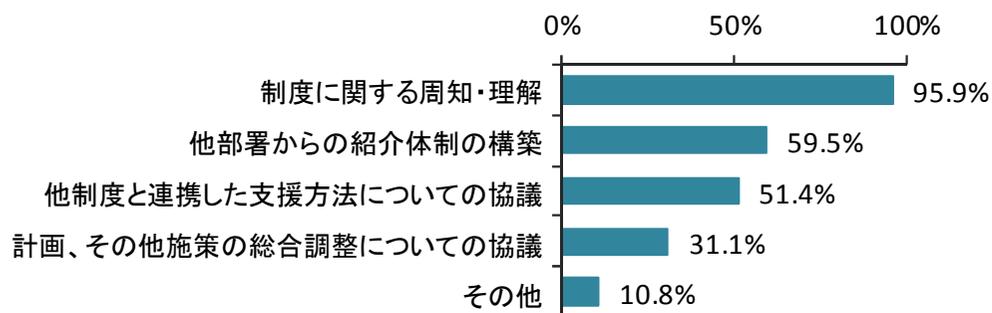
(1) 庁内関係部署との具体的な協議の場の設置状況



(2) 協議の場の参加部署・課 (複数回答)
(庁内との協議の場が「有」を選択のみ)



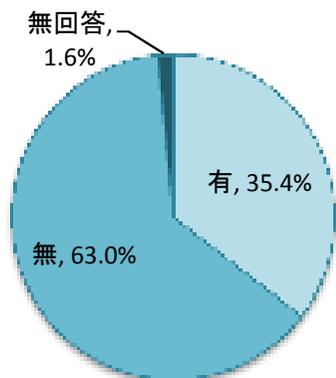
(3) 協議の場での具体的な協議内容 (複数回答)



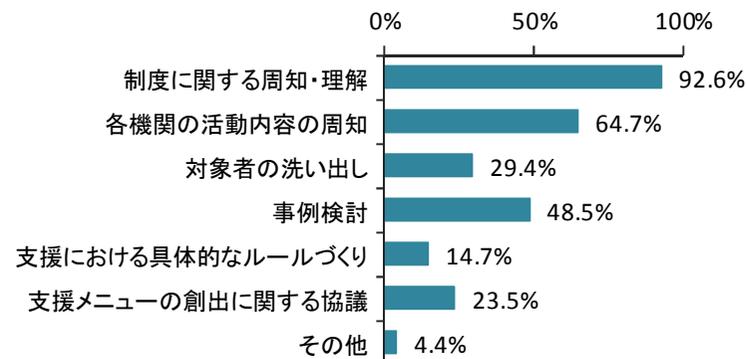
3 関係機関との連携体制

- 4割弱の自治体で庁外の関係機関等との協議の場が設置されており、福祉事務所、ハローワークだけでなく、保健所や地域包括支援センター、民生委員・児童委員など様々な分野との連携が進められている。

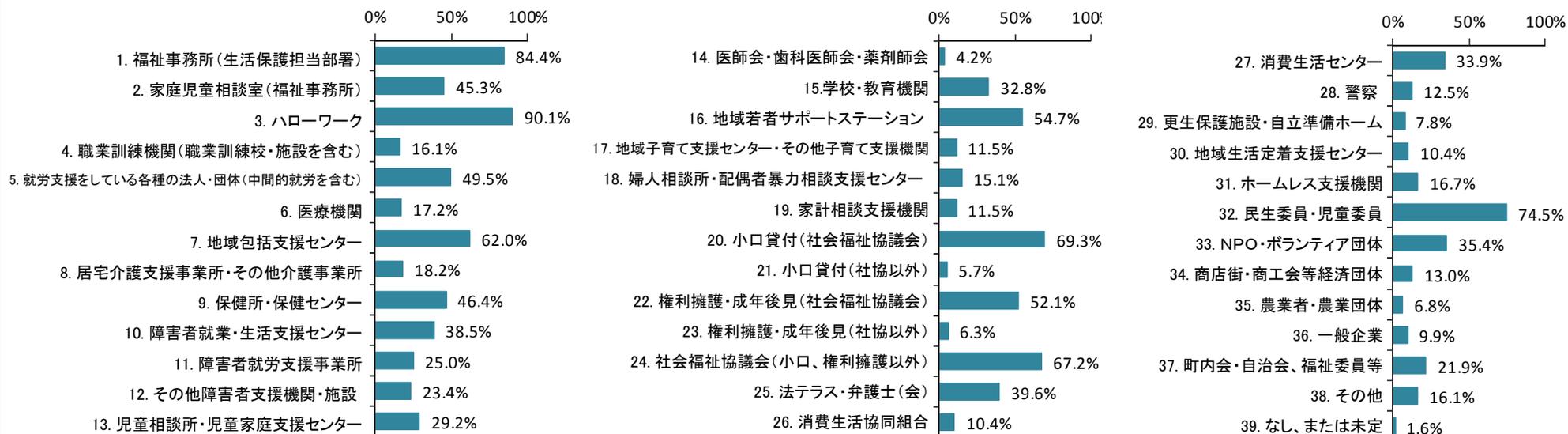
(1) 庁外の関係機関・関係者との協議の場の設置状況



(2) 協議の場での協議内容 (複数回答) (庁外との協議の場が「有」を選択のみ)



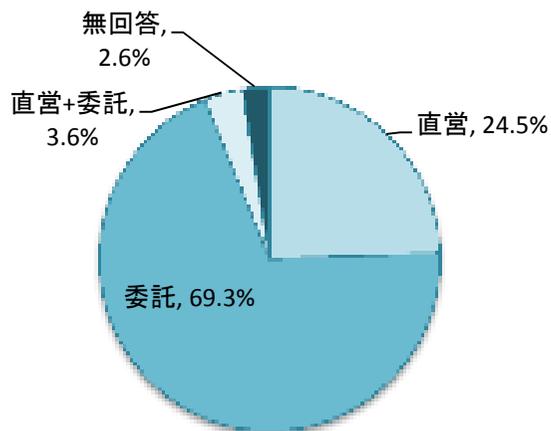
(3) 地域の生活困窮者支援体制構築にあたり連携を呼びかける機関 (複数回答)



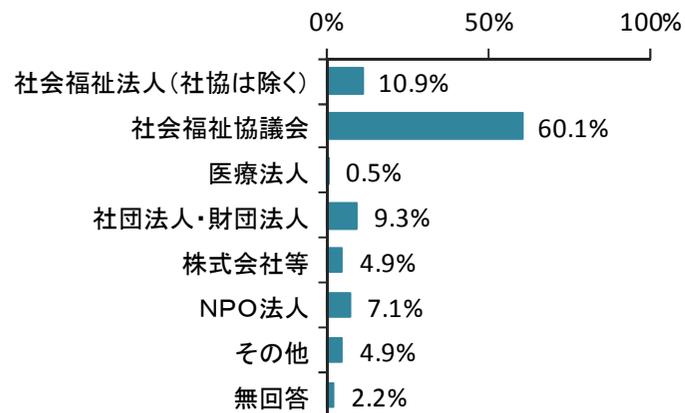
4 実施形態

- 自立相談支援機関の設置について、委託が約7割であり、委託先は多岐にわたるが、社会福祉協議会が6割と多く、社会福祉法人、社団法人・財団法人が約1割となっている。
- 自立相談支援機関の設置場所については、役所・役場内、受託した法人施設内が3割を超えており、そのほか民間事務所ビルに借用、公的施設内が1割を超えている。また、他の施設や相談窓口と併設されている場合は7割を占めている。

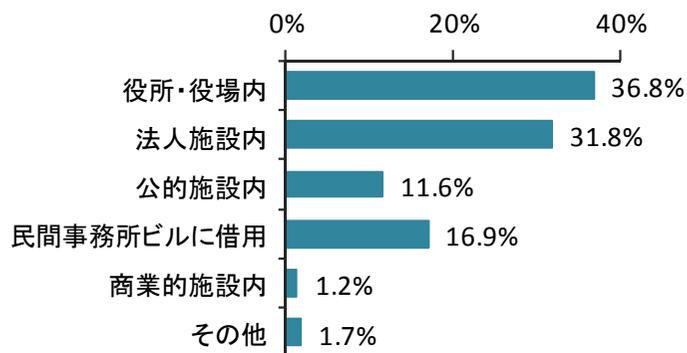
(1) 自立相談支援機関の設置形態



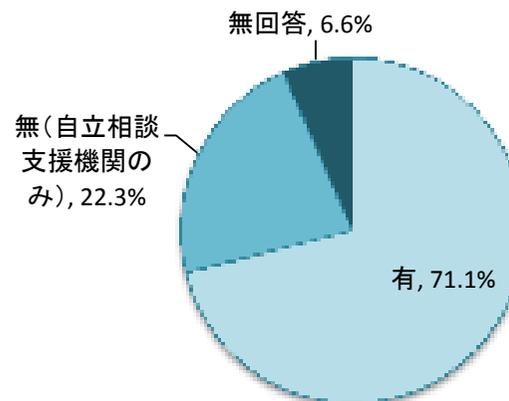
(2) 委託先（設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ）



(3) 自立相談支援機関の設置場所



(4) 他の併設施設・相談窓口等の有無



5 職員体制

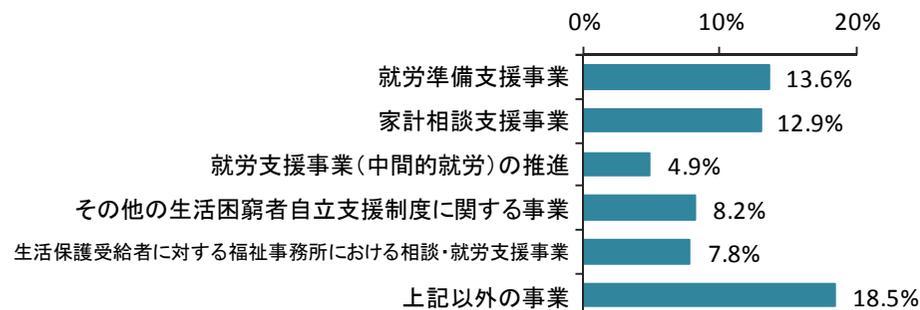
- 相談員の配置基準については今後検討されることになっているが、本年度のモデル事業においては、概ね人口に比例して配置職員数が増えている。
- 自立相談支援機関に従事する職員の他事業との兼務の状況については、就労準備支援事業、家計相談支援事業が1割を超えているほか、その他の生活困窮者自立支援制度に関する事業との兼務も1割弱となっている。また、それ以外の事業との兼務も2割弱となっている。
- 相談員が保有する資格としては、社会福祉士や社会福祉主事が多くなっている。

(1) 自立相談支援機関の職員体制（人口規模別）

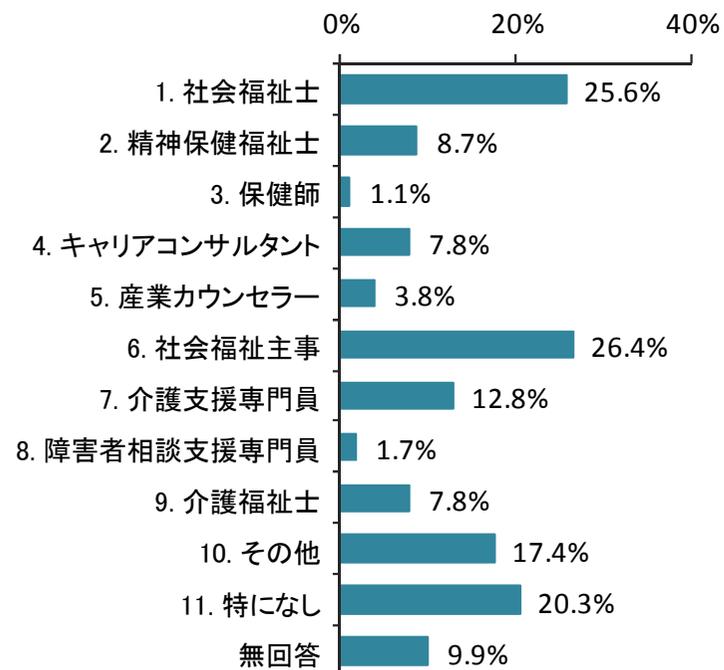
1 圏域あたり平均職員数

	全職員数(兼務含む)			
	うち主任相談支援員の人数	うち相談支援員の人数	うち就労支援員の人数	
5万人未満	3.00	0.75	1.72	0.64
5万人以上10万人未満	3.49	0.91	2.09	0.85
10万人以上30万人未満	4.20	0.86	2.51	0.59
30万人以上50万人未満	6.20	1.20	3.87	1.33
50万人以上100万人未満	7.18	1.53	4.65	1.88
100万人以上	8.00	1.44	3.22	1.78
全体	4.40	0.97	2.58	0.91

(2) 他事業との兼務の状況（複数回答）



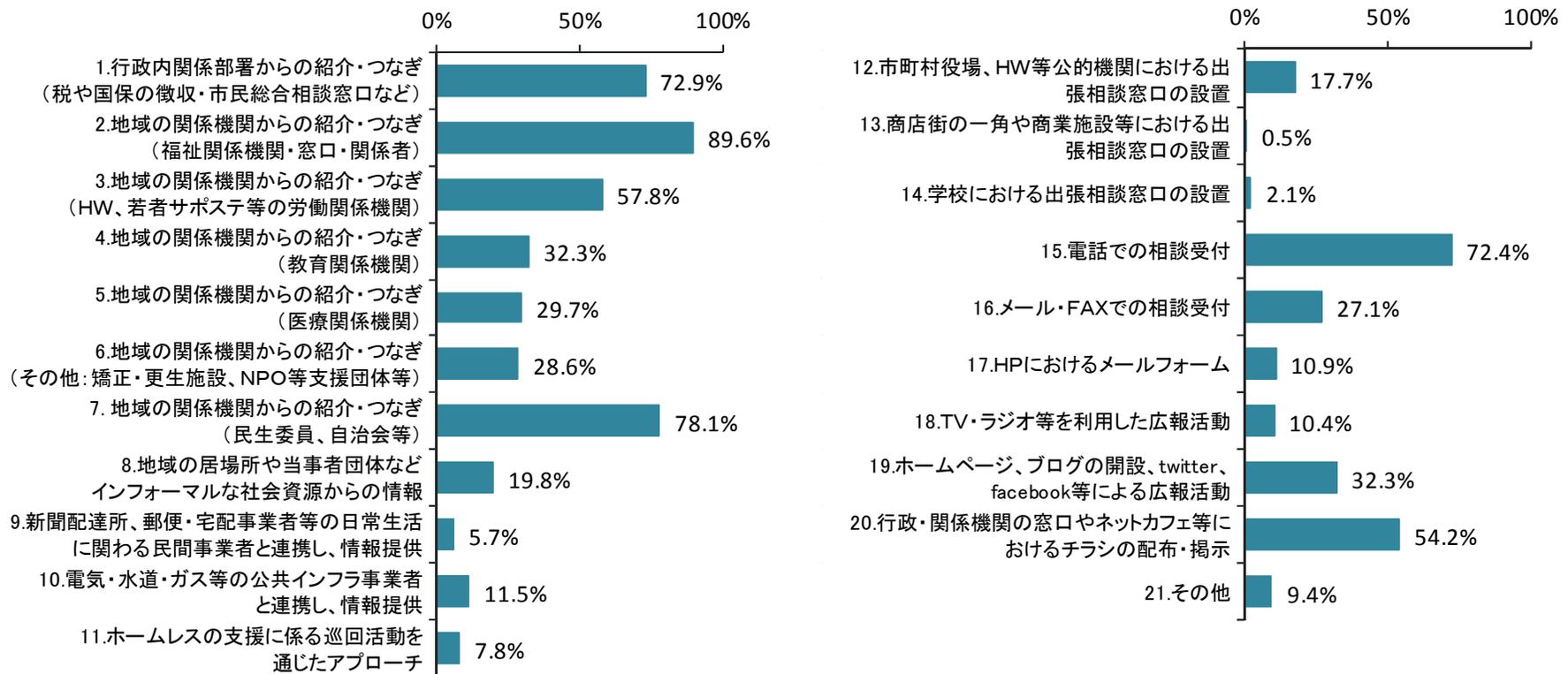
(3) 職員が保有する資格（複数回答）



6 把握・アウトリーチの方法

- 対象者の把握については、地域の関係機関から紹介・つなぎを受けることや電話による相談が多く、また、公共料金の事業者との連携により、情報提供を受ける仕組みを構築している自治体も見受けられる。
- また、単に窓口で相談を待つだけではなく、ホームレス支援に係る巡回活動や出張窓口の開設などにより、積極的に生活困窮者を発見する取組を行っている自治体もある。

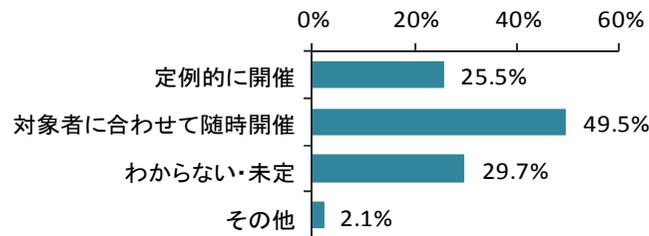
支援対象者の把握・アウトリーチの方法（複数回答）



7 支援調整会議の実施

- 支援調整会議は、日程を決めて定期的を開催する場合と対象者に合わせて随時開催する場合があるが、随時開催が5割を占めており、3割はまだ開催していないなど未定である。また、随時開催よりも定期的に開催されている会議の方が1回あたりの取扱いケース件数が多くなっている。
- 構成メンバーの決定方法については、委託先の機関が決定、関係機関と協議のうえ決定、がともに3割を超えており、行政が決定する場合は2割である。
- 支援調整会議への本人の同席については、必要に応じて求めるが5割弱、同席を求めないが約4割となっている。

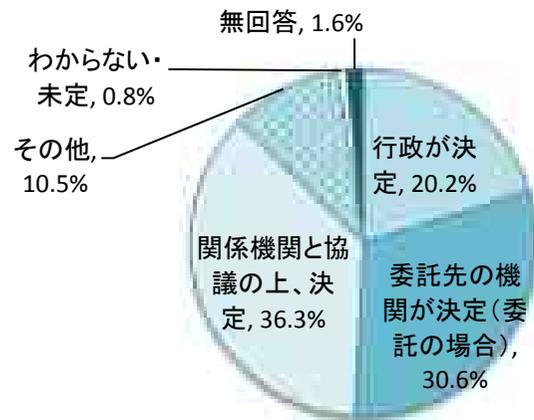
(1) 開催時期 (複数回答)



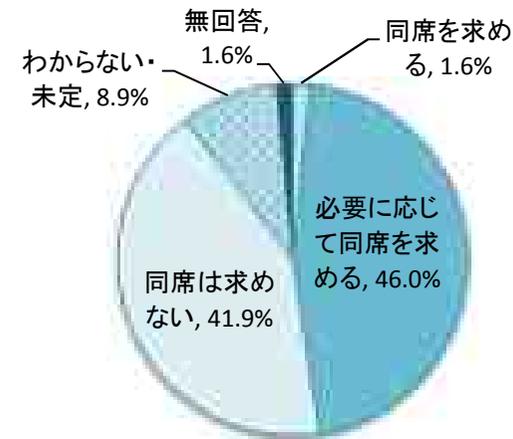
(2) 1回あたり取扱いケース件数

定期的に開催	平均	6.0件
随時開催	平均	2.5件

(3) 構成メンバーの決定方法 (定期開催、随時開催を選択のみ)



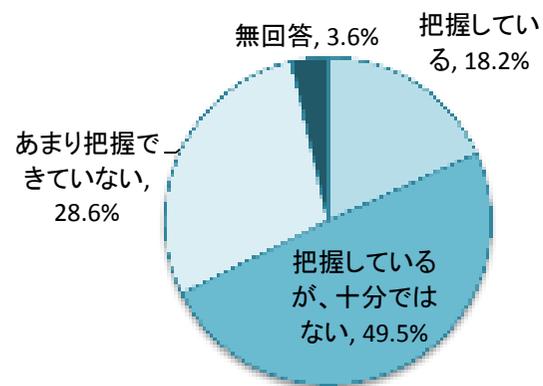
(4) 本人の同席 (定期開催、随時開催を選択のみ)



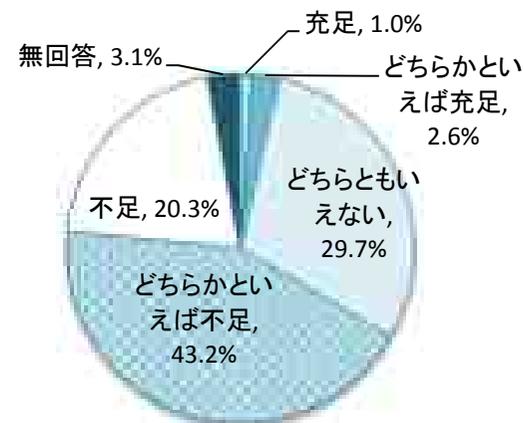
8 地域づくり

- 地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源については、「把握しているが十分ではない」が5割を占め、「あまり把握できていない」は約3割となっており、把握に向けた取り組みも必要である。
- 生活困窮者支援を行うための社会資源については、「どちらかといえば不足」「不足」としている自治体が6割を超えており、その中でも特に就労先（一般就労、中間的就労）が不足していると捉えている地域が多く、また、NPO等の支援団体が不足している地域もあり、公的な資源だけでなく、インフォーマルな資源も含めた資源の開発が必要である。
- 生活困窮者支援を通じた地域づくりについて、就労先や就労訓練の場の開拓に向けての取組を行っている割合が約4割となっている。

(1) 地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源の把握状況

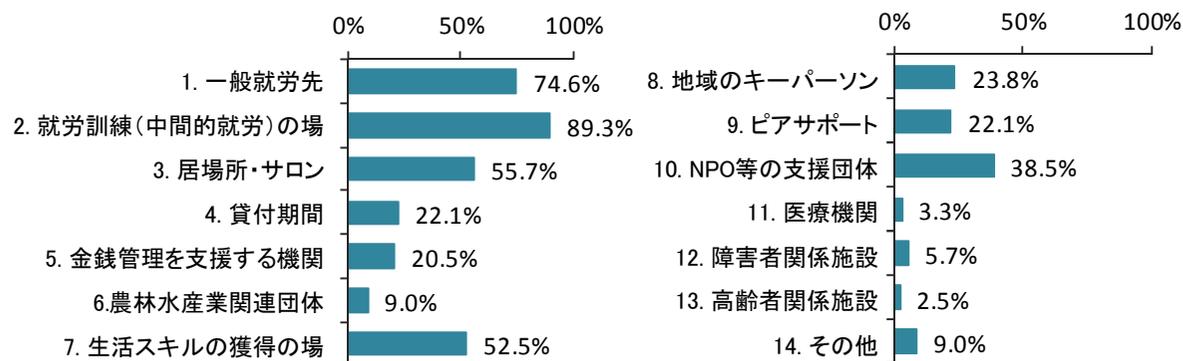


(2) 地域における生活困窮者支援を行うための社会資源の状況



(3) 不足している社会資源（複数回答）

（社会資源の状況が「どちらかといえば不足」「不足」を選択のみ）



(4) 生活困窮者支援事業を通じた「地域づくり」

について現在行っていること（複数回答）

